長野市景観審議会委員公募要領

（趣旨）

第１　この要領は、長野市の景観を守り育てる条例第30条により設置される長野市景観審議会の委員を、一般市民から公募することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（公募による委員の数）

第２　公募による委員の人数は、若干名とする。

（公募の周知）

第３　委員の公募の周知は、広報ながの及び本市の公式ホームページに掲載することにより行う。

（応募資格）

第４　公募による委員に応募できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に住所を有する18歳以上（就任時）の者

(2) 他の審議会等の委員に選任されていない者

(3) 長野市の景観形成に関し熱意を有する者

（応募方法等）

第５　委員に応募しようとする者は、応募用紙（別記様式）に長野市の景観に関する意見を記した小論文（800字以内）を添付して市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による応募を受けたときは、速やかに選考を行い、その結果を応募者に通知するものとする。

（補則）

第６　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、平成15年２月15日から施行する。

この要領は、平成20年12月19日から施行する。

この要領は、平成28年11月11日から施行する。

この要領は、平成30年11月12日から施行する。

この要領は、令和２年11月19日から施行する。

この要領は、令和４年11月22日から施行する。

この要領は、令和６年12月２日から施行する。

この要領は、令和８年10月　日から施行する。

別記様式（第５関係）

長野市景観審議会委員応募用紙

令和　　年　　月　　日

（宛先）長 野 市 長

長野市景観審議会委員に応募します。

<table>
<tr><td rowspan="2">ふりがな
氏　　名</td><td rowspan="2"></td><td>性別　　男　・　女</td></tr>
<tr><td>生年月日　　（　　）歳
（昭和・平成）　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="2">長野市</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>携帯電話番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>電子メール</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>職　　業</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">応募の動機をお書きください。</td></tr>
</table>

※小論文について

「長野市の景観について考えていること」をテーマにした小論文（800字以内・書式自由）を添付してください。